

国民健康保険税の算出方法と納期(令和7年度)

【国民健康保険税の決まり方】

- ・ 次の所得割額と均等割額及び平等割額の合算額が1年間(4月～翌年3月)の税額です。国民健康保険税は、納税義務者である世帯主に対して課税されます。また、世帯員のみが国民健康保険に加入している場合でも課税は世帯主に対して行われます。

※ 40歳から64歳までの国保加入者には、介護保険料分(2号被保険者分)の所得割額と均等割額もあわせて課税されます。

◎ 国民健康保険に加入している世帯員の前年分(令和6年1月～令和6年12月)の所得で計算します。		
所得割	○ 医療保険分	(所得額 － 基礎控除額) × 税率 0.078 = 所得割額 【基礎控除額 最高 430,000円】
	○ 後期高齢者 支援金分	(所得額 － 基礎控除額) × 税率 0.025 = 所得割額 【基礎控除額 最高 430,000円】
	○ 介護保険分	(所得額 － 基礎控除額) × 税率 0.022 = 所得割額 【基礎控除額 最高 430,000円】
◎ 国民健康保険に加入している世帯員の人数で計算します。		
均等割	○ 医療保険分	一人あたり 25,000円 (未就学児は半額)
	○ 後期高齢者支援金分	一人あたり 9,000円 (未就学児は半額)
	○ 介護保険分	一人あたり 13,500円
【40歳から64歳までの加入者の人数で計算します。】		
◎ 国民健康保険に加入している一世帯ごとで計算します。		
平等割	○ 医療保険分	一世帯あたり 25,000円
	○ 後期高齢者支援金分	一世帯あたり 9,000円
	○ 介護保険分	一世帯あたり 0円

＊ 年度途中で加入・脱退した場合 …… 年税額を月割計算して税額を算出します。

＊ 年税額の最高限度額…………… 1世帯の医療保険分の最高限度額は 660,000円です。
1世帯の支援金分の最高限度額は 260,000円です。
1世帯の介護保険分の最高限度額は 170,000円です。

＊ 均等割と平等割 …… 世帯の合計所得が一定額以下の場合、均等割と平等割額のそれぞれの軽減判定 …… ぞれに、7割軽減・5割軽減・2割軽減があります。

- ・7割軽減 …… 総所得 ≤ 43万円 + (給与所得者等の数－1) × 10万円
- ・5割軽減 …… 総所得 ≤ 43万円 + (被保険者数と特定同一世帯所属者数) × 30.5万円 + (給与所得者等の数－1) × 10万円
- ・2割軽減 …… 総所得 ≤ 43万円 + (被保険者数と特定同一世帯所属者数) × 56万円 + (給与所得者等の数－1) × 10万円

＊ 未就学児の均等割の軽減 …… 未就学児は均等割が半額になり、さらに世帯の収入により軽減がかかります。

- ・7割軽減世帯 …… 医療保険分 3,750円 後期高齢者支援金分 1,350円
- ・5割軽減世帯 …… 医療保険分 6,250円 後期高齢者支援金分 2,250円
- ・2割軽減世帯 …… 医療保険分 10,000円 後期高齢者支援金分 3,600円
- ・軽減なし世帯 …… 医療保険分 12,500円 後期高齢者支援金分 4,500円

【あなたの国民健康保険税は？】 ※実際には、世帯の所得により保険税が軽減されることがあります。

◎ 所得割の計算(所得がある被保険者をそれぞれ計算します。)				
【医療保険分】				
(	円	－	円	× 0.078 = ①
前年中の総所得		基礎控除(最高43万円)		円
【後期高齢者支援金分】 × 0.025 = ②				
円				
【介護保険分】 × 0.022 = ③				
円				
◎ 均等割の計算				
【医療保険分】 25,000 円 × 人 = ④				
被保険者数				
円				
【後期高齢者支援金分】 9,000 円 × 人 = ⑤				
被保険者数				
円				
【介護保険分】 13,500 円 × 人 = ⑥				
介護被保険者数				
円				
◎ 平等割				
【医療保険分】 25,000 円 (1世帯あたり)				
【後期高齢者支援金分】 9,000 円 (1世帯あたり)				
◎ 年税額の算出				
①	円	+	④	円
所得割額		均等割額		円
		平等割額		円
A(医療保険分)				
②	円	+	⑤	円
所得割額		均等割額		円
		平等割額		円
B(後期高齢者支援金分)				
③	円	+	⑥	円
所得割額		均等割額		円
				円
C(介護保険分)				
※ 年税額(A+B+C) = 円				
(100円未満切り捨て)				

【国民健康保険税の納期 令和7年度】

期別	納期限	期別	納期限	備 考
1	令和 7 年 6 月 30 日	6	令和 7 年 12 月 1 日	年税額を10期で割り、100円未満の端数は第1期に含めます。
2	令和 7 年 7 月 31 日	7	令和 8 年 1 月 5 日	
3	令和 7 年 9 月 1 日	8	令和 8 年 2 月 2 日	
4	令和 7 年 9 月 30 日	9	令和 8 年 3 月 2 日	
5	令和 7 年 10 月 31 日	10	令和 8 年 3 月 31 日	

【国民健康保険の加入・喪失の手続きに必要なもの】

- ① 国民健康保険の資格確認書等
- ② 新しく加入した健康保険の資格確認書等(喪失の場合)
- ③ 医療証 ※ 乳幼児こども・障害者・ひとり親など
- ④ 健康保険等資格(喪失)証明書 ※ 以前の健康保険で扶養者がいない場合は離職票でも可。
- ⑤ 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、身障者手帳等)
- ⑥ 雇用保険受給資格者証(事業主都合退職の方) ⑦ マイナンバーカード

加入時;③④⑤⑥⑦ 喪失時;①②③⑤⑦

※別世帯の人の場合、原則委任状が必要です。

※喪失手続きは郵送でも可能です。詳しくはお尋ねください。